

## 市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、 医療福祉費支給に関する条例審査特別委員会（9月10日、14日開催）

### 【付託案件】

- かすみがうら市市民投票条例の制定について
- 市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）

### 【審査内容】

**Q：市長の月額特例の条例が否決された場合、再度議会に提案されるのか、専決で決めるのかを伺う。**

**A：**専決は、極力避けたいと思います。何事緊急性があるわけではないので、あくまでも皆さんのご理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

**Q：**報酬引き下げについては、行財政改革のもとに副市長、教育長の報酬についても独断と偏見によって引き下げる額を決めたいと言っております。さらに議会費も25%削減、その後に職員の給与も10%ぐらい下げたいとお考えのようです。これら人件費の削減によって生じた財源を、市民の32%くらいの国保加入者のために一般財源に多く繰り入れることは、社会保険に加入している多くの市民に対して医療保険の2重課税に値するもので、市民に対する公平な税制ではなくなると思います。これらを考えますと人件費の削減にこだわる行財政改革は、正しいものとは考えにくいものがあると思いますが、市長の考えを伺う。

**A：**行財政改革の第一歩は市長報酬の50%カットということで、もちろん議員にもお願いしていますし、副市長、教育長さらには職員の方、それは人件費部分です。さらに補助金や事務事業全般の見直しといった人件費だけの見直しではなく、財政全般に対する厳しい見直し、しかも従来の常識、いわゆる庁内の常識をまったく覆すような大きい行財政改革をしていかないと、どうしようもない状況になっていくのではないかと思います。

**Q：当分副市長を置かない理由は。**

**A：**現在のところは、その分自分で一生懸命動き回れば足りると思っております。今のところまったく白紙で当分置かないつもりです。

**Q：**医療費支給に関する条例については、財源裏付けをきちんと立ててやるべきだと思います。交付税措置や起債措置もなく、まったく自己財源です。内部協議や予算等の突き合せをしてやらないと、途中で頓挫し後退するというのは大変ですので、少し検討する時間をとるべきだと判断しますが、市長の考えを伺う。

**A：**早急にやりたいということでの市長報酬の50%カットもあるわけで、この秋に事務事業の全面的見直し、補助事業等についても大鉈を振るってまいりたいと考えております。

**Q：**市民投票条例が制定された場合、投票に係る経費が約2,000万円以上かかると思う。4回実施したら約1億もかかる。そうなった場合について市長の考えを伺う。

**A：**いつでもそういう機会があるということを市民に保証している条例でありますから、民主主義の経費として、1回あたり2,000万かかるとも言われておりますが、必要な支出ではないかと思います。